

京田辺市子ども・子育て会議の役割について

京田辺市は、「子ども・子育て支援法」に掲げられている「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、また、現に子育てを行っている保護者の方や幼稚園、保育所（園）や子育て支援に携わる関係者の意見を取り入れることで、本市にあった計画づくりや計画の進捗状況を確認するため、「京田辺市子ども・子育て会議条例」を制定しました。

1 子ども・子育て会議の位置付け

「京田辺市子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、設置しています。

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下、略）

2 子ども・子育て支援法第77条の規定による、子ども・子育て会議の役割

- ① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所（園））と特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育等）の利用定員の設定について、意見を述べること。
- ② 市の子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について、意見を述べること。
- ③ 市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び該当施策の実施状況を調査審議すること。

子ども・子育て会議の設置

○**国**において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置する（平成25年4月）

○**市町村、都道府県**においても地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされている

※地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行ふとともに、継続的に点検・評価・見直しを行つていく役割が期待されている。



地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国との子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。
- 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

<地方公共団体向けQ&A（平成25年4月内閣府）>

- Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならぬとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に關し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していくべく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。